

# 大分県建設リサイクルガイドライン参考資料

- 大分県建設副産物対策連絡協議会規約（参考資料－１） . . . . . P. １～６
  
- 特記仕様書記載例等（参考資料－２） . . . . . P. ７～１１
  
- 建設リサイクル法 対象建設工事・届出等受付窓口（参考資料－３） . . . . . P. １２
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 確認結果票作成に当たっての解説（大分県版）（案）（参考資料－４） . . . . . P. １３～２０
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 判断基準省令一部改正（令和５年５月）に関する運用等について（案）（参考資料－５）  
. . . . . P. ２１～２４
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- FAQ（令和５年 資源有効利用促進法省令改正関連）（参考資料－６） . . . . . P. ２５～３８
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 別紙１～別紙４【記入例】 . . . . . P. ３９～４２
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 様式３～様式７【記入例】 . . . . . P. ４３～５０

## 大分県建設副産物対策連絡協議会規約

## (目的及び設置)

第１条 土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に伴い発生する建設残土や建設廃棄物（以下「建設副産物」という。）の再利用を促進し、建設工事の円滑な推進を図るために必要な協議、情報の収集・交換等を行う大分県建設副産物対策連絡協議会（以下「協議会」という）を設置する。

## (協議会の所掌事務)

第２条 協議会は、次の号に掲げる事項について協議を行う。

- 1 建設副産物の発生及び利用に関する情報の収集提供及び調整。
- 2 建設副産物関係施設の取りまとめ。
- 3 建設副産物対策の推進。
- 4 建設副産物の対策に関する広報活動。
- 5 その他建設副産物の利用促進に関し必要な事項。
- 6 「九州地方建設副産物対策連絡協議会」の活動に関する事項。

## (構成)

第３条 協議会の構成は次の各号のとおりとする。

- 1 会長は、大分県土木建築部長とする。
- 2 協議会は「別－１」に掲げるものをもって構成する。
- 3 協議会に顧問を置き、必要なときには意見を求める。

## (事務局)

第４条 協議会の事務局は、大分県土木建築部建設政策課に置く。

## (部会)

第５条 協議会には、会の運営等に関する必要事項を定める部会を置く。

- 1 部会長は、大分県土木建築部建設政策課長とする。
- 2 副部会長は、大分県土木建築部建設政策課企画調整監とする。
- 3 部会は「別－２」に掲げるものをもって構成する。
- 4 部会長は会務を総理する。
- 5 部会の事務局は大分県土木建築部建設政策課に置く。
- 6 副部会長は会長を補佐し、部会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 7 部会長は、部会に必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求めることができる。

- 8 部会員はやむを得ない事由により部会に出席できないときは、部会長の承認を得て、代理を出席させることができる。
- 9 部会は、協議会の運営等に関する必要事項を定めるときは、協議会会長の承認を得なければならない

(ブロック会議)

第6条 協議会には、会の所掌事務を推進するブロック会議を置く。

- 1 ブロック会議は、各土木事務所管内に置く。
- 2 ブロック会議は「別-3」に掲げるものをもって構成する。
- 3 ブロック会議の担当者は、各関係機関の所属長が任命する2名をもってあてる。
- 4 ブロック会議の事務局は、各土木事務所に置く。
- 5 ブロック会議は、各土木事務所が必要に応じ開催する。
- 6 ブロック会議担当者は、やむを得ない事由によりブロック会議に出席できないときは適宜事務局の承認を得なければならない。
- 7 ブロック会議の運営等に関する必要な事項を定めるときは、協議会会長の承認を得なければならない。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会（部会及びブロック会議を含む）を構成する組織名の変更は適宜行うが協議会には、それに伴う規約の改正は行わない。

(付則)

- 1 この規約は平成24年9月10日から施行する。  
(大分県建設副産物対策部会運営細則の廃止)
- 2 本規約の施行に伴い大分県建設副産物対策部会運営細則（平成7年2月14日施行、平成21年4月1一部改正）は廃止する。

「別－ 1」大分県建設副産物対策連絡協議会 構成員

会 長 土木建築部長（九州地方建設副産物対策連絡協議会委員）  
 副 会 長 土木建築部審議監（技術企画）  
 事務局長 建設政策課長（九州地方建設副産物対策連絡協議会幹事）

会 員	土木建築部	工事検査室長
	〃	道路建設課長
	〃	道路保全課長
	〃	河川課長
	〃	港湾課長
	〃	砂防課長
	〃	都市・まちづくり推進課長
	〃	公園・生活排水課長
	〃	建築住宅課長
	〃	公営住宅室長
	〃	施設整備課長
	〃	豊後高田土木事務所長
	〃	国東土木事務所長
	〃	別府土木事務所長
	〃	大分土木事務所長
	〃	臼杵土木事務所長
	〃	佐伯土木事務所長
	〃	豊後大野土木事務所長
	〃	竹田土木事務所長
	〃	玖珠土木事務所長
	〃	日田土木事務所長
	〃	中津土木事務所長
	〃	宇佐土木事務所長
	〃	玉来ダム建設事務所長
	農林水産部	工事技術管理室長
	企 業 局	工務課長
	地域づくり機構	土地開発公社土木事業部長
顧 問	生活環境部	循環社会推進課長
	国土交通省	大分河川国道事務所長

「別－２」部会 構成員

部会長 建設政策課長  
(九州地方建設副産物対策連絡協議会幹事・協議会事務局長)  
副会長 建設政策課企画調整監

会 員	土木建築部	工事検査室長
	〃	道路建設課長
	〃	道路保全課長
	〃	河川課長
	〃	港湾課長
	〃	砂防課長
	〃	都市・まちづくり推進課長
	〃	公園・生活排水課長
	〃	建築住宅課長
	〃	公営住宅室長
	〃	施設整備課長
	〃	豊後高田土木事務所長
	〃	国東土木事務所長
	〃	別府土木事務所長
	〃	大分土木事務所長
	〃	臼杵土木事務所長
	〃	佐伯土木事務所長
	〃	豊後大野土木事務所長
	〃	竹田土木事務所長
	〃	玖珠土木事務所長
	〃	日田土木事務所長
	〃	中津土木事務所長
	〃	宇佐土木事務所長
	〃	玉来ダム建設事務所長
	農林水産部	工事技術管理室長
	生活環境部	循環社会推進課長
	地域づくり機構	土地開発公社土木事業部長
顧 問	国土交通省	大分河川国道事務所工事品質管理官 (協議会顧問機関)

「別－3」ブロック会議構成

ブロック会議名	ブロック会議構成機関
豊後高田土木事務所管内	【大分県】豊後高田土木事務所（事務局）、北部振興局 【市町村】豊後高田市
国東土木事務所管内	【大分県】国東土木事務所（事務局）、東部振興局 【市町村】国東市、姫島村
別府土木事務所管内	【大分県】別府土木事務所（事務局）、日出水利耕地事務所 【国土交通省】大分河川国道事務所、 別府港湾・空港整備事務所 【市町村】別府市、杵築市、日出町
大分土木事務所管内	【大分県】大分土木事務所（事務局）、中部振興局 【国土交通省】大分河川国道事務所、 【市町村】大分市、由布市 【公営企業】大分県企業局 【公社等】大分県地域づくり機構土地開発公社 【公団等】西日本高路道路（株）九州支社 大分高速道路事務所
臼杵土木事務所管内	【大分県】臼杵土木事務所（事務局）、中部振興局 【国土交通省】佐伯河川国道事務所 【市町村】臼杵市、津久見市 【公団等】西日本高路道路（株）九州支社 大分高速道路事務所
佐伯土木事務所管内	【大分県】佐伯土木事務所（事務局）、南部振興局 【国土交通省】佐伯河川国道事務所、 別府港湾・空港整備事務所 【市町村】佐伯市
豊後大野土木事務所管内	【大分県】豊後大野土木事務所（事務局）、 豊後大野水利耕地事務所 【国土交通省】佐伯河川国道事務所、 別府港湾・空港整備事務所 【市町村】豊後大野市

ブロック会議名	ブロック会議構成機関
竹田土木事務所管内	<p>【大分県】竹田土木事務所（事務局）、玉来ダム建設事務所 豊肥振興局、大野川上流開発事務所</p> <p>【国土交通省】佐伯河川国道事務所、大分河川国道事務所</p> <p>【市町村】竹田市</p>
玖珠土木事務所管内	<p>【大分県】玖珠土木事務所（事務局）、西部振興局</p> <p>【国土交通省】大分河川国道事務所</p> <p>【環境省】九州地方環境事務所くじゅう管理官事務所</p> <p>【市町村】九重町、玖珠町</p>
日田土木事務所管内	<p>【大分県】日田土木事務所（事務局）、西部振興局</p> <p>【国土交通省】大分河川国道事務所、筑後川河川事務所 筑後川ダム統合管理事務所</p> <p>【水資源機構】大山ダム管理所</p> <p>【市町村】日田市</p>
中津土木事務所管内	<p>【大分県】中津土木事務所（事務局）、北部振興局</p> <p>【国土交通省】大分河川国道事務所、 別府港湾・空港整備事務所 山国川河川事務所</p> <p>【市町村】中津市</p>
宇佐土木事務所管内	<p>【大分県】宇佐土木事務所（事務局）、北部振興局</p> <p>【国土交通省】大分河川国道事務所</p> <p>【市町村】宇佐市</p> <p>【公団等】西日本高路道路（株）九州支社 大分高速道路事務所</p>

## 【特記仕様書記載例】

## 【設計委託発注時】

## 第〇条 建設副産物対策

共通仕様書第 1209 条第 9 項に基づく建設副産物の検討成果として、別添のリサイクル計画書（別紙 1 又は 2）を作成し、調査職員に提出すること。

※「リサイクル計画書（別紙 1 又は 2）」の電子ファイルは、大分県ホームページ内（<https://www.pref.oita.jp/site/recycle/recycle-guideline.html>）にて掲載している。



# 特記仕様書（建設副産物関係）

## 第 条 建設リサイクル法の適用

本工事は建設リサイクル法に基づき、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）にかかるとの分別解体・再資源化等を遵守するとともに、工事着手にあたってはあらかじめ届出書、説明書及び分別解体等の計画書面を作成し、監督員への説明及び確認を受けて提出すること。また、特定建設資材の廃棄物の再資源化が完了したときは、発注者に書面等で報告すること。

対象建設工事の受注者は、当該工事の全部又は一部を他の建設業者に請け負わせようとするときは、他の建設業者に説明書及び分別解体等の計画書面に記載した事項を告げなければならない。

## 第 条 建設副産物の処理等

- 1 受注者は、土砂、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を「建設副産物情報交換システム（COBRIS入力システム）（以下「システム」という）」で作成し、施工計画書等を含め監督職員に写しを提出し、その内容を説明しなければならない。
- 2 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画をシステムで作成し、施工計画書等を含め監督職員に写しを提出し、その内容を説明しなければならない。
- 3 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成する際には、「建設副産物適正処理推進要綱の改正について（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）」、「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について（令和3年5月24日）」を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図るものとする。なお、収集、運搬、処分のおのづか又は全部を他に委託する場合は、知事の許可を受けた処理業者に限るものとする。
- 4 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」第10条に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（以下、「判断基準省令」という。）で定める責任者を工事現場に置くものとする。
- 5 受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 6 受注者は、作成した「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の内容に変更が生じた場合は判断基準省令等に基づき、これらの変更内容をシステムで作成し、指示・承諾・協議書や変更施工計画書に添付する等、監督員に提出することにより、その変更内容を報告すること。
- 7 受注者は、工事施工中に「再生資源利用計画書（様式1・イ）」及び「再生資源利用促進計画書（様式2・ロ）」に記載されている、再生特定建設資材及び再資源化予定の建設副産物を再生利用ができなくなる場合は、「理由書」を作成し監督員に協議しなければならない。
- 8 受注者は、工事完了後には速やかにシステムにデータの入力を行い、「再生資源利用実施書（様式1）」及び「再生資源利用促進実施書（様式2）」を作成し、工事登録証明書（COBRISシステムにより出力）を監督員に提出することにより、その実施状況を報告すること。なお、受注者は「再生資源利用実施書（様式1）」及び「再生資源利用促進実施書（様式2）」を、工事完了後5年間保存するものとする。

※「COBRIS入力システム」は、建設副産物情報センターの下記ホームページ内から利用できる。

なお、同システムに登録した内容については、現場掲示用の様式で印刷することができる。

(<https://www.recycle.jacic.or.jp/index.html>)

※現場掲示用の様式については、国土交通省の下記ホームページ内にも掲示されている。

([https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm))

## 第 条 建設発生土の処理

建設発生土の処理は前条（建設副産物の処理）によるほか、下記のとおりとする。

- 1 受注者は、「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例（平成18年11月1日施行。以下「土砂条例」という）」の主旨を尊重し、公共工事において発生する建設発生土の適切な処理を行うことにより、生活環境の保全に努めるものとする。  
なお、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画（国土交通省平成15年10月）」に沿って、建設発生土の工事間利用を促進することを原則とする。
- 2 土砂条例における「特定事業」とは土砂等のたい積行為に供する区域以外の場所から採取された土砂等を使用し、たい積行為を行う事業であって、土砂等のたい積行為に供する区域の面積が3,000㎡以上であるものをいう。
- 3 受注者は、建設発生土の搬出を伴う工事の施工に際しては、前条（建設副産物の処理）により、搬出先について密に発注者と協議を行うものとする。
- 4 受注者は、土砂条例における特定事業場へ土砂等を搬出する場合、搬出に先立って、土砂条例第14条の規定による同条例規則第7号様式「採取元証明書」を作成し特定事業の事業者へ提出するものとする。  
なお、監督員の指示により土壌調査を行った場合、もしくは5,000m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬入する場合は、土砂条例第14条の規定による「安全基準適合証明書」（同条例規則第2号様式「検査試料採取調書」及び当該検査に係る計量証明書（計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が交付したものに限り）を添付するものとする。
- 5 受注者は、特定事業の事業者へ提出した上記4)の書類の写しを、監督員に提出するものとする。

- 6 受注者は、再生資源利用促進計画を作成する際に、あらかじめ「再生資源利用促進計画の作成に関する確認結果票(以下、「確認結果票」という。)」を作成し、再生資源利用促進計画の一部として、発注者へ提出するとともにその内容を説明し、内容変更時には報告するものとし、現場掲示により公衆の閲覧に供するほか、本工事の完成から5年を経過する日まで保存するものとする。  
また、土砂を運搬する者に対し、確認結果票の内容のほか、搬出先の名称・所在地及び搬出量を通知するものとし、その写しを適時監督員に提示することで、その実施状況を確認するものとする。これらの内容に変更があった場合も同様とする。
- 7 受注者は、工事中に建設発生土を「再生資源利用促進計画書」に記載した搬出先以外の場所に搬出する必要があるが生じた場合、速やかに「理由書」を作成し発注者に協議を行うとともに、上記3)～6)を行うものとする。
- 8 受注者は、土砂の搬出完了後、当該搬出先の管理者(当該搬出先が工事現場の場合は、当該工事の元請業者等)に、「土砂受領書(以下、「受領書」という。)」の交付を求めること。  
受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載された内容と一致することを確認し、その受領書または写しを工事書類として発注者に提示することで、その実施状況を確認するものとする。搬出先より受領書の交付が得られない場合は、搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録し、運搬車両の運行記録など搬出を証する書類を整理し保存するものとする。また、当該受領書又はその写しを、本工事の完成から5年を経過する日まで保存するものとする。  
なお、搬出先と搬出元が同一で本工事の受注者である場合は、別紙の「土砂搬出及び受領証明書」を作成し受領書と見なすものとする。
- 9 受注者は、下記のいずれかに該当する場合は、建設発生土の搬入完了後、当該搬出元の管理者(当該搬出元が工事現場の場合は、当該工事の元請業者等)に対し、「土砂受領書(以下、「受領書」という。)」を交付するものとする。  
また、交付した受領書の写しを完成検査の際等に監督員及び検査員へ提示するものとする。なお、搬出先と搬出元が同一である場合は、別紙の「土砂搬出及び受領証明書」を作成し受領書と見なすものとする。
- ・500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬入した場合。
  - ・500t 以上の砕石を搬入する工事で、土砂を搬入した場合。
  - ・200t 以上の加熱アスファルトを搬入する工事で、土砂を搬入した場合
  - ・その他、土砂の搬入元の管理者(搬入元が工事現場の場合は、当該工事の元請業者等)から受領書の交付を求められた場合
- 10 受注者は、本工事で搬出した土砂が、「再生資源利用促進計画」に記載した搬出先から他の箇所に搬出された場合は、「一時堆積土等搬出先管理票」を作成し、本工事の完成から5年を経過する日まで保存するものとする。なお、当該他の搬出先が交付する受領書の写しを保存することで、「一時堆積土搬出情報記録票」の作成に代えることができるものとする。また、この土砂が更に他の搬出先へ搬出された場合も同様とし、最終的な受入地へ搬出されるまで同様の確認を行うものとする。  
ただし、受領書において利用種別が「盛土利用等」である土砂及び、下記a～cに該当する搬出先から他の箇所に搬出される場合は除くものとする。
- a. 国又は地方公共団体が管理する場所その他の公共性のある場所であって国土交通大臣が定めるもの。
  - b. 土砂を利用しようとする他の工事現場及び、その工事現場で利用するために一時的に堆積する、その工事現場に近接した場所。
  - c. 国土交通大臣が定める土砂の一時置場。
- ※ 「検査試料採取調書」「採取元証明書」「確認結果票」「土砂受領書」「土砂搬出及び受領証明書」「一時堆積土搬出先管理票」の様式の電子データは、大分県ホームページ内(<http://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/tokki-syorui.html>)に掲載している。
- ※ 本条文の各号に定める提出書類のうち、資源有効利用促進法関連省令等により作成等が必要となる書類等については、別添の「参考(建設副産物関係)資源有効利用促進法判断基準令等に関連する書類等について」に示す。

資源有効利用促進法判断基準令等に関連する書類等について(大分県土木建築部発注工事の場合)

参 考 (建設副産物関係)

【凡例】○：作成等の対応が必要 △：場合によっては作成等の対応が必要(「※」の内容を確認すること。) ×：作成等の対応の必要が無い

工 事 内 容			再生資源利用計画 (COBRIS等で作 成)	再生資源利用促進計画 (COBRIS等で作成)		土砂運搬業者 への通知書	土砂受領書(または搬出証明書(※2))		
				確認結果票	土砂受領書の 作成・交付		土砂受領書の交付請求(※3)		
搬出 搬入	該当 非該当	具体的な工事内容							一時堆積土等 搬出先管理票(※4)
<b>本工事において作成等の対応が必要な書類</b>			<b>○作成等必要</b>	<b>○作成等必要</b>	<b>○作成等必要</b>	<b>○通知等必要</b>	<b>○作成等必要 ※土砂搬入がある場合</b>	<b>○請求等必要</b>	<b>△場合により必要 ※5を参照</b>
搬出	○ 該当	土砂の搬出が、500m3以上	×	○	○	○	×	○	△※5 場合によっては必要
	× 非該当	指定副産物の搬出合計が、200t以上(※1)	×	○	×	×	×	○ 土砂の搬出がある場合	△※5 場合によっては必要
	○ 該当	設計金額が、100万円以上で 建設副産物(土砂等含む)の搬出がある	×	○	×	×	×	×	×
	× 非該当	「受入地リスト」に掲載の 有料受入地等に土砂を搬出する	×	×	×	×	×	○	×
搬入	× 非該当	土砂の搬入が、500m3以上	○	×	×	×	○	×	×
	○ 該当	碎石の搬入が 500t以上	○	×	×	×	○ 土砂の搬入がある場合	×	×
	× 非該当	加熱アスファルトの搬入が、200 t 以上	○	×	×	×	○ 土砂の搬入がある場合	×	×
	○ 該当	設計金額が、100万円以上で 土砂または建設資材の搬入がある	○	×	×	×	△※6 土砂の搬入があり 交付の請求がある場合	×	×
共通	× 非該当	上記以外	×	×	×	×	△※6 土砂の搬入があり 交付の請求がある場合	×	×

- ※1 工事現場から搬出する指定副産物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)の合計が200 t以上となる工事(指定副産物省令の対象工事)
- ※2 搬出元と搬出先が同一の者の場合には、搬出先を証する書面として「土砂受領及び搬出証明書(搬出証明書)」を作成し、土砂受領書と同様に扱う。
- ※3 搬出先より受領書の交付が得られない場合は、運行記録など搬出を証する書類等を保存することが必要である。
- ※4 搬出元の受注者は、当該工事の搬出先から他の搬出先に搬出した際に、他の搬出先が交付する受領書の写しを全て保存することで、「一時堆積土等搬出先管理票」の作成に代えることができる。

※5 以下のいずれかに該当する場合は、一時堆積土等搬出先管理票の作成は不要となる。  
 ① 土砂受領書(搬出証明書)の利用種別が「盛土利用等」である土砂(「一時堆積」の場合は、②に該当しなければ一時堆積土搬出先管理票の作成が必要となる。)  
 【参考】盛土利用等：土砂を再び搬出しないことを前提に、盛土等の活用や処分を行う場合  
 一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合  
 ② 下記の搬出先から、他の搬出先に土砂を搬出する場合  
 a. 公共用地等：国又は地方公共団体が管理する場所その他の公共性のある場所(※管理者(国や地方公共団体)が発行する「受領書」が必要)  
 b. 他の工事現場：土砂を利用しようとする他の工事現場及び当該他の工事現場で利用するために一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所  
 (※当該他の工事の管理下にあることが必要)  
 c. 登録ストックヤード：国土交通大臣が定める「ストックヤード運営事業者登録規程」の登録を受けた一時堆積場のこと。

※6 土砂の搬出元から、受領書の交付の求めがあった場合は、再資源化省令の対象外であっても受領書を交付するものとする(求めがない場合は交付をしなくても良い。)

# 現場説明書参考例（施工条件明示内容）

## 【建設副産物・再生資源関係】

- 本工事の土砂搬出に関する土壌汚染対策法等の手続き状況は下記のとおりである。
 

(1) 起点～NO.5+10間	〇〇	m3	②搬出可能(届出済(または届出不要))
(2) NO.5+10～終点	〇〇	m3	①届出済(要措置区域等の指定有り)
- 《指定処分A》  
本工事により発生する建設発生土は、下記へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は別途協議すること。

### <公共工事>

- 受入者 大分県〇〇土木事務所
- 受入工事 〇〇〇〇工事
- 受入場所 〇〇市大字〇〇字〇〇 ●●●●●番地の●(※必要に応じて位置図等を添付する)
- 指定副産物省令に定める搬出先の確認結果
  - ・確認結果 (例)公共施設用地等
  - ・詳細 (例)分類:道路 管理機関名:大分県●●土木事務所
- 受入時期 令和〇〇年〇月〇日 ～ 令和〇〇年〇月〇日
- 受入土質 第●種建設発生土 〇〇質土
- 受入土量 〇〇 m3
- 運搬距離 〇〇 km(片道)

### <民間開発工事>

- 受入者 〇〇〇〇
- 受入工事 〇〇〇〇(例:宅地開発、商業施設)
- 受入場所 〇〇市大字〇〇字〇〇 ●●●●●番地の●(※必要に応じて位置図等を添付する)
- 指定副産物省令に定める搬出先の確認結果
  - ・確認結果 (例)盛土許可等
  - ・詳細 (例)大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例  
許可日・番号:令和●年●月●日 指令環保 第●●●号
- 受入時期 令和〇〇年〇月〇日 ～ 令和〇〇年〇月〇日
- 受入土質 第●種建設発生土 〇〇質土
- 受入土量 〇〇 m3
- 運搬距離 〇〇 km(片道)

- 《指定処分B》  
本工事により発生する建設発生土は、下記へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は別途協議すること。

### <民間受入地等>

- 受入地種別 大分県土砂条例特定事業場 ・ 産業廃棄物最終処分場 ・ その他民間等受入地
- 受入者 〇〇〇〇
  - 受入場所 〇〇市大字〇〇字〇〇 ●●●●●番地の●(※必要に応じて位置図等を添付する)
  - 指定副産物省令に定める搬出先の確認結果
    - ・確認結果 (例)他法令許可等
    - ・詳細 (例)廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
許可番号(大分市):00000000000
  - 受入土質 第●種建設発生土 〇〇質土
  - 受入土量 〇〇 m3
  - 受入れ料 〇〇 円/m3 または不要
  - 運搬距離 〇〇 km(片道)

搬出先については上記受入地を指定しているが、受注者から上記と異なる受入地の提示があった場合は、別途協議のうえ受入地の変更を可能とする。なお、処分に係る費用(運搬費+処分料等)が上記受入地の設計金額を上回る場合は設計金額の変更の対象とはしない。

ただし、現場条件や受入条件等、受注者の責めによるべきものではない事項についてはこの限りではない。

## 【建設リサイクル法 対象建設工事】

対象建設工事の種類	規模の基準(一定規模以上が対象)	第10条 届出様式
建築物の解体工事	床面積の合計が <b>80㎡</b> 以上	様式第一号、別表1
建築物の新築・増築工事	床面積の合計が <b>500㎡</b> 以上	様式第一号、別表2
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)	請負代金の額が <b>1億円(税込)</b> 以上	様式第一号、別表2
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	請負代金の額が <b>500万円(税込)</b> 以上	様式第一号、別表3

## 【建設リサイクル法 届出等 受付窓口】

○第10条届出(民間工事の発注者又は自主施工者)

○第11条通知(公共工事の発注者=国の機関又は地方公共団体(普通及び特別))

市長村名	担当機関名	担当部局名	担当課名等	電話番号	所在地
大分市	大分市役所	都市計画部	開発建築指導課	097-537-5635 (直通)	(〒870-8504) 大分市荷揚町2-31
別府市	別府市役所	建設部	建築指導課	0977-21-1111 (内線3399)	(〒874-8511) 別府市上野口町1-15
佐伯市	佐伯市役所	市民生活部	環境対策課	0972-22-3956 (直通)	(〒876-8585) 佐伯市中村南町1-1
日田市	日田市役所	土木建築部	建築住宅課	0973-22-8226 (直通)	(〒877-8601) 日田市田島町2-6-1
中津市	中津市役所	建設部	建築指導課	0979-22-1111 (内線346)	(〒871-8501) 中津市豊田町14-3
宇佐市	宇佐市役所	建設水道部	建築住宅課	0978-32-1111 (内線452)	(〒879-0492) 宇佐市大字上田1030-1
国東市	大分県 土木建築部	別府土木事務所	建築住宅課 建築住宅班	0977-67-0216 (直通)	(〒874-0840) 別府市大字鶴見 字下田井14-1
姫島村					
杵築市					
日出町					
由布市	〃	大分土木事務所	建築住宅課 建築住宅第一班	097-558-2147 (直通)	(〒870-0905) 大分市向原西1-4-2
臼杵市	〃	臼杵土木事務所	建築住宅課 建築住宅班	0972-63-4136	(〒875-0041) 臼杵市大字臼杵 字洲崎72-254
津久見市					
豊後大野市	〃	豊後大野土木事務所	企画調査課 建築住宅班	0974-22-1056	(〒879-7131) 豊後大野市三重町 市場1123
竹田市					
九重町	〃	日田土木事務所	企画調査課 建築住宅班	0973-23-2141	(〒877-0004) 日田市城町1-1-10
玖珠町					
豊後高田市	〃	中津土木事務所	建築住宅課 建築住宅班	0979-22-2110	(〒871-0024) 中津市中央町1-5-16

# 確認結果票作成に当たっての解説(案)

(共通編・建設発生土の搬出先の確認編)

## I 共通

本確認結果票は、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第20号)」(以下「省令」という。)の第8条第4項に規定する「確認の結果を記載した書面」の記載例を示したものです。

建設工事の元請業者や自主施工者は、合計500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出しようとする場合、土壌汚染対策法等の手続確認等(同第8条第3項1号及び第3号)や搬出先の確認等(同項第2号及び第3号)を行い確認結果を記録する必要があります。また、確認結果は再生資源利用促進計画の添付資料として、発注者への報告・説明及び公衆の見えやすい場所へ掲示等を行う必要があります。

## II 建設発生土の搬出先確認

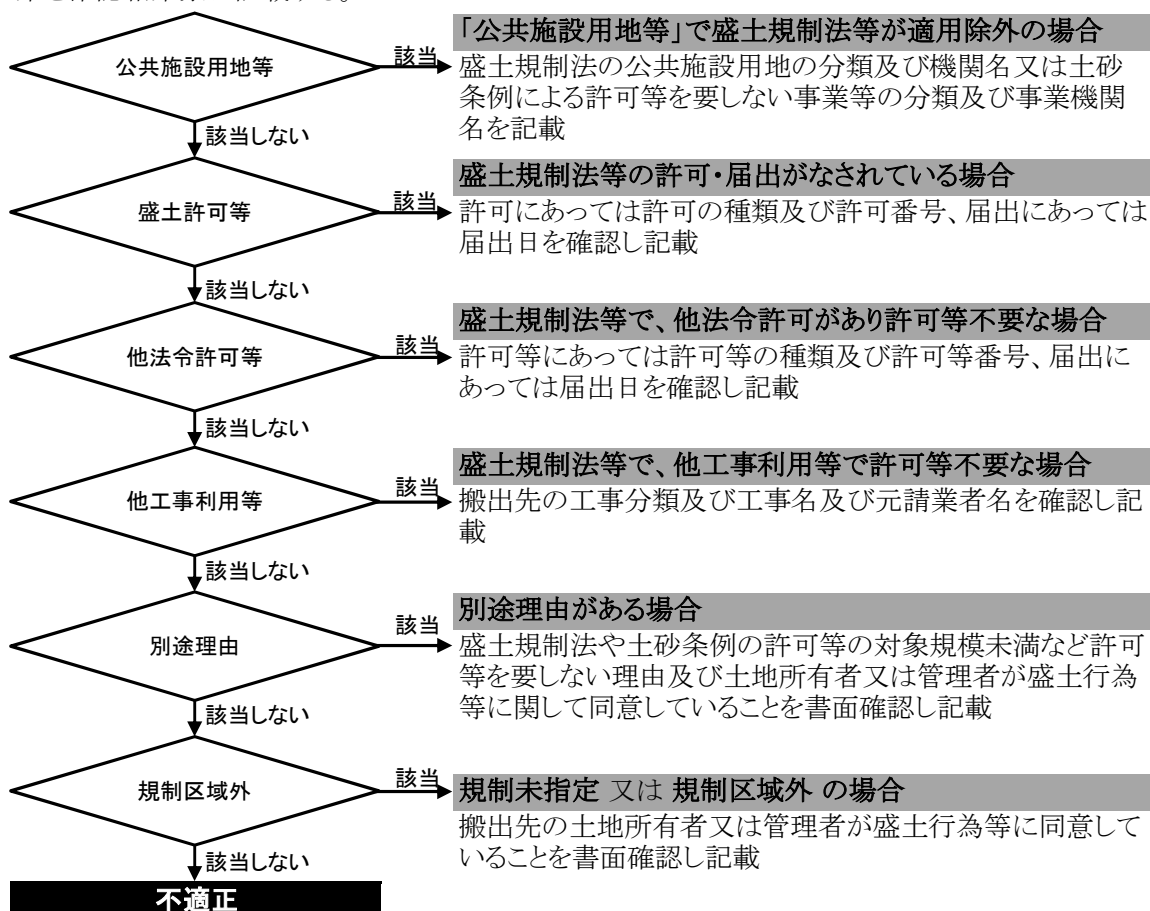
### 1. 概要

建設工事から搬出される土砂が不法な盛土等に悪用されることを防止し、適正に利用又は処分されるよう搬出先の決定にあたり、搬出先ごとに以下の内容を確認し、その結果を確認結果票に記載ください。

- (1) 搬出先が有している法令の許可等又は届出の種類及び許可番号等を確認する。
- (2) (1)に該当しない場合であって、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)(以下、「盛土規制法」という。)に規定する宅地造成等工事規制区域(以下、「宅造区域」)又は特定盛土等規制区域(以下、「特盛区域」という。)又は都道府県・市町村において土砂の埋立て等に関する規制条例(以下「土砂条例」という。)が制定されている場合に当該地域に該当する場合には、これらの法令の許可等を要しない理由を確認する。
- (3) (1)及び(2)に該当しない場合は当該土地所有者等の盛土行為や土砂の一時堆積行為に対する同意を確認する。

### 2. 確認手順及び確認結果票の記載事項

搬出土砂が不法な盛土等に悪用され危険な盛土等となることを防ぐため以下の手順で確認し結果を確認結果票に記載する。



盛土規制法又は土砂条例の規制区域に該当するが許可等を有しておらず、また、許可等が不要な理由もないため適正な搬出先ではない

上記の確認・記載に加え搬出先がストックヤード運営事業者登録規程第3条第1項に規定する、国に登録されたストックヤードである場合には、当該登録番号も記載する。

### 3. 確認区分

#### (1) [公共施設用地等]

次のいずれにも該当する場合。

- ・ 盛土規制法第2条第2号に規定する「公共施設用地」に該当し、同法の適用除外である場合(参考資料1. (3))
- ・ 土砂条例が制定されている場合においては、「国又は地方公共団体の事業」など当該条例の許可等を要しない(参考資料2. (2))と規定されている場合

**表1 公共施設用地等の分類**

	公共施設用地		国又は地方公共団体が管理する施設用地	
分類1	道路	飛行場	学校	水産飲雑用水
	公園	航空保安	運動場	農業集落排水
	河川	鉄道	緑地	漁業集落排水
	砂防	軌道	広場	林地荒廃防止
	地すべり	索道	墓地	急傾斜地崩壊防止
	海岸保全	無軌条電車	廃棄物処理施設	
	津波防護	雨水貯留浸透	水道	
	港湾	農業用ため池	下水道	
	漁港	防衛施設	営農飲雑用水	
	土砂条例 ※			
分類2	その他公共(条例)			

※土砂条例で規定される許可等を要しない事業等用地のうち分類1に該当しないもの

#### (2) [盛土許可等]

次のいずれかの盛土許可等を有している場合。

- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法  
第12条第1項【宅地造成等工事規制区域内】(第16条第1項【同変更】)又は第30条第1項【特定盛土等規制区域内】(第35条第1項【同変更】)の許可
- ・ 盛土規制法第21条第1項【宅地造成等工事規制区指定時に実施中の工事】、第27条第1項【特定盛土等規制区域内】(第28条第1項【同変更】)、又は第40条第1項【特定盛土等規制区域指定時に実施中の工事】の規定による届出
- ・ 土砂条例が制定されている場合においては当該条例の許可又は届出

#### (3) [他法令許可等]

次のいずれにも該当する場合。

- ・ 盛土規制法第12条第1項ただし書、第27条第1項ただし書又は第30条第1項ただし書に基づき、他法令許可等により「災害の発生のおそれがないと認められる工事」(参考資料1. (2)①から④又は⑥、⑧から⑨)として盛土規制法の許可等を要しない場合
- ・ 土砂条例が制定されている場合において、当該条例に規定する他法令許可等により当該条例の許可等を要しないもの(参考資料2. (3))に該当する場合

#### (4) [他工事利用等]

上記(1)から(3)に該当せず次のいずれにも該当する場合。

- ・ 盛土規制法の許可等を要しない「災害の発生のおそれがないと認められる工事」に該当する工事(参考資料1. (2) ⑤、⑦、⑩から⑫、⑭ハ)に該当する場合
- ・ 土砂条例が制定されている場合において、当該条例に規定する許可等を要しない事業等に該当する場合(参考資料 2. (2))

**表2 他工事利用等の分類**

分類	適用	備考
土地改良	盛土規制法省令第8条第1号	参考資料1. (2)⑤
家畜感染予防	同第3号	同上⑦
放射性物質汚染対処	同第6号	同上⑩
森林作業路網	同第7号	同上⑪
非常災害応急措置	同第8号	同上⑫
他工事利用	同第10号ハ	同上⑭ハ
その他	土砂条例に定めるもののうち上記3. (1)から(3)及び上記1号、3号、6号から8号、10号ハのいずれにも該当しないもの	参考資料2. (2)



## (5) [別途理由]

搬出先が盛土規制法の宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制域又は土砂条例制定地域であって、上記(1)から(4)のいずれにも該当せず、盛土規制法や土砂条例の許可等の要件未満であるなど許可等を要しない理由がある場合(参考資料1. (1)、2. (1))。

## (6) [規制未指定]

搬出先が盛土規制法の規制区域(宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区)未指定、かつ、土砂条例が制定されていない場合。

## (7) [規制区域外]

上記(6)に該当せず、搬出先が盛土規制法の宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域又は土砂条例制定地域のいずれにも該当しない場合。

## 【参考資料】

### 1. 盛土規制法の許可等

#### (1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域における許可・届出

宅地造成等規制法施行令等で規定する許可や届出の対象要件の概要は次のとおり

区域	行為	届出	許可
宅造区域	宅地造成	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)
	特定盛土等		①堆積の高さ2m超かつ面積が300㎡超 ※3 ②堆積の面積500㎡超
	土石の堆積		①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)
特盛区域	特定盛土等	①堆積の高さ2m超かつ面積が300㎡超 ※3 ②堆積の面積500㎡超	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)
	土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ※3 ②堆積の面積3,000㎡超	

※1 宅地造成等工事規制区域(宅造区域)及び特定盛土等規制区域(特盛区域)の指定状況については、該当する都道府県、政令市、中核市にお問合せください。

※2 「崖」とは宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第1条第1項の規定により地表面が水平面に対し30度を超えるものを指す。

※3 小規模の土石の堆積については、一定規模以下(参考資料1. (2)⑬、⑭イ又はロ)のものは許可等不要

#### (2) 災害の発生のおそれがないと認められる工事

- ① 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ② 鉱業法(昭和5年法律第289号)第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者(同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- ③ 採石法(昭和25年法律第291号)第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ④ 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事



- ⑤ 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- ⑥ 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の規定による許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- ⑦ 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第21条第1項若しくは第4項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- ⑨ 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- ⑩ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項(同法第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- ⑪ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- ⑫ 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
  - イ 地方住宅供給公社
  - ロ 土地開発公社
  - ハ 日本下水道事業団
  - ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
  - ホ 独立行政法人水資源機構
  - ヘ 独立行政法人都市再生機構
- ⑬ 宅地造成又は特定盛土等(令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)に関する工事のうち、高さが2メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えない盛土又は切土をするもの
- ⑭ 次に掲げる土石の堆積に関する工事
  - イ 令第4条第1号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えないもの
  - ロ 令第4条第2号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えないもの
  - ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

### (3) 公共施設用地(盛土規制法の適用除外)

盛土規制法第2条第1号の規定による「公共施設用地」は、次のとおりである。なお、同法同条第1号から4号のとおり「公共施設用地」は宅地造成、特定盛土又は土石の堆積の対象に含まれない。

#### <盛土規制法>

- ・盛土規制法第2条1号において、公共施設用地とは道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地

#### <宅地造成等規制法施行令(政令)>

- ・宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第2条 盛土規制法第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの(※)及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの

## <宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(主務省令)>

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第2条の主務省令で定める、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設をいう
- ・施行令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設をいう

## 2. 都道府県・市町村の定める土砂条例

### (1) 土砂条例による許可等

地方公共団体によっては土砂条例を制定し一定規模以上の行為について許可等を求めている場合がある。許可等を要する規模等については条例によって異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。

### (2) 土砂条例の許可等を要しない事業等

土砂条例において国又は地方公共団体等の事業等や非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等の工事を当該条例の許可等を要しないものと規定している場合がある。条例やその規則によって対象事業等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。

### (3) 土砂条例の許可等を要しない他法令許可等

土砂条例において採石法や砂利採取法の認可等を受けている場合に当該条例の許可等を要しないものと規定している場合がある。条例やその規則によって対象法令等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。

# 確認結果票作成に当たっての解説(大分県版)(案)

(土壌汚染対策法等の手續確認編)

## Ⅲ 土壌汚染対策法等の手續確認

### 1. 概要

元請建設工事業業者等は建設発生土の搬出先の確認等において、省令第8条第3項1号及び第3号に基づき、発注者等が行った手續(土壌汚染対策法や条例の届出の要否等)を確認する必要があります。その他、調査命令や区域指定の有無等、建設発生土の搬出先の確認等を達成するために必要な情報についても、確認フローに沿って確認し、結果を確認結果票に記載し現場掲示ください。また、確認フローは確認結果票とともに記録・保存ください。

### 2. 手續確認事項

#### 2-1. 土壌汚染対策法の手續確認事項

以下(1)～(3)についてご確認ください。ご不明な点は所管の都道府県等へお問合せください。

##### (1) 土壌汚染対策法(以下「法」という。)の届出の要否

以下①～③の対応要否をご確認ください。④は2-1(3)に該当した場合に届出の要否をご確認ください。なお、2-1(2)の命令が有りの場合、調査結果の報告書の届出も併せてご確認ください。

##### ①法第3条関係

ア. 有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき、土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第3条第1項)。

イ. 操業を続けることを理由に一時的に2-1(1)①アの調査を免除された土地で、900m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更を行う際には届出が必要になります(法第3条第7項)。

##### ②法第4条関係

ア. 3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地等では900m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更を行う際には届出が必要になります(法第4条第1項)。

イ. 土地の所有者等の全員の同意を得て、2-1(1)②アの届出前に調査を行い、2-1(1)②アの届出に併せて当該調査結果を提出することができます(法第4条第2項)。

##### ③法第14条関係

自主調査において土壌汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請できます(法第14条第1項)。

##### ④法第16条関係

法に基づき区域指定された土地の汚染土壌を区域外へ搬出する際には原則届出が必要になります(法第16条第1項)。

##### (2) 法に基づく土壌汚染状況調査命令の有無

以下①～③の命令の有無をご確認ください。

##### ①法第3条関係

2-1(1)①イの届出後に、都道府県知事等からの命令を受けて、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第3条第8項)。

##### ②法第4条関係

2-1(1)②アの届出後に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めて、都道府県知事等からの命令を受けた場合は、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第4条第3項)。

##### ③法第5条関係

土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めて、都道府県知事等からの命令を受けた場合は、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第5条第1項)。

### (3) 法に基づく区域指定の有無

2-1(1)(2)の届出による調査結果から、土壌の特定有害物質(法施行令第1条)の汚染状態が指定基準(法施行規則別表第4及び第5)を超過した場合、要措置区域又は形質変更時届出区域に指定されます(法第6条第1項、法第11条第1項)。

※ 大分県内の要措置区域は大分県生活環境部環境保全課のホームページで確認できます。

大分県生活環境部環境保全課:土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況について  
URL :<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/shitei.html>

大分市環境部環境対策課 :土壌汚染に関する情報  
URL :<https://www.city.oita.oita.jp/o141/machizukuri/kankyo/1473063408768.html>

## 2-2. 都道府県等の土壌汚染に関する条例の手続確認事項

都道府県等のなかには、法以外で土壌汚染に関する条例により、2-1(1)～(3)の独自の届出要件及び区域指定制度を設けている都道府県等もありますので、併せてご確認ください。  
ご不明な点は所管の都道府県等へお問合せください。

## 3. 注意事項

- ・建設工事の工区等により、手続確認結果が異なる場合には、確認結果票に工区別等で記載ください。加えて、工区別等で記載する場合には、工区等を示した図面等も併せて保存ください。
- ・法・条例等の対象外の土地で汚染された土壌が見つかった場合において、当該土壌を運搬及び処理する際には、汚染の拡散防止の観点から、法に準じて、適切に取り扱うことが望ましいと言えます。

## 4. 補足説明

### (1) 有害物質使用特定施設

水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理するものを言います。

### (2) 土地の形質の変更

「土地の形状を変更する行為全般」をいい、いわゆる掘削(切土)と盛土(土壌を仮置きする場合を含む)の別を問いません。ただし、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合や4(3)、4(4)に該当する行為の場合は、届出が不要になります。

【対象例】地盤改良、掘削、盛土、杭・鋼矢板の打設

### (3) 2-1(1)①イの適用除外となる行為(法第3条第7項)

①土壌を区域外へ搬出すること ②土壌の飛散又は流出を伴う形質変更でないこと ③形質変更の深さが50cm以上であること、のいずれにも該当しない行為になります(なお、900m<sup>2</sup>未満の土地の形質変更を行う場合も適用対象外になります。)

### (4) 2-1(1)②アの適用除外となる行為(法第4条第1項)

①土壌を区域外へ搬出すること ②土壌の飛散又は流出を伴う形質変更でないこと ③形質変更の深さが50cm以上であること、のいずれにも該当しない行為になります。(なお、通常の農業、林業の作業路網の整備で区域外に土壌を搬出しない行為、非常災害のために必要な応急措置、鉱山関係の土地も適用対象外になります。)

### (5) 区域指定

要措置区域又は形質変更時届出区域のことを指します。

#### ■要措置区域

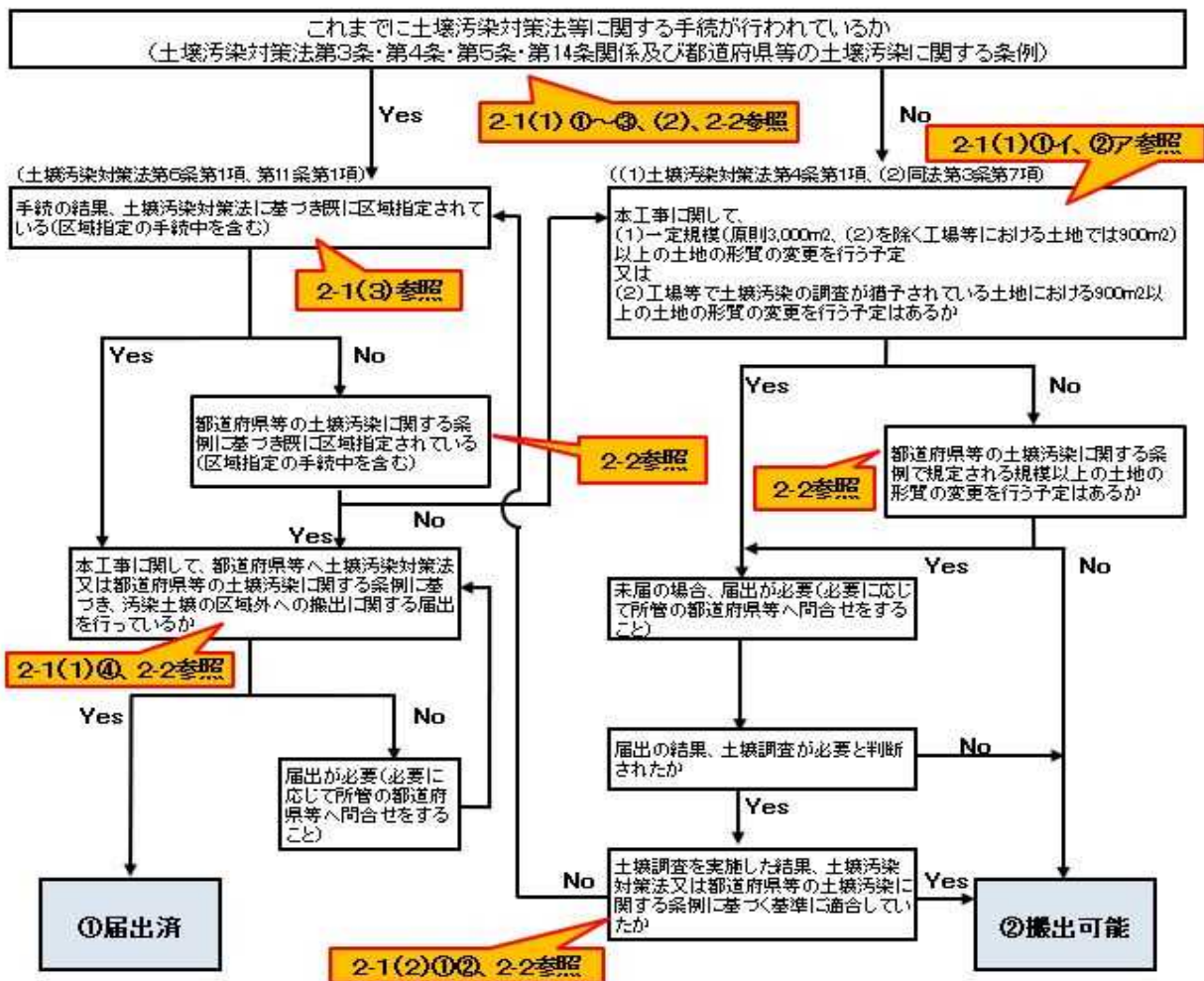
汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

#### ■形質変更時届出区域

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(要措置区域において摂取経路の遮断が行われた区域を含みます。)

## 5. 手続の確認フロー

各手続確認事項と「2.手続確認事項」との対応箇所を以下のとおり記載しておりますので参考としてください。



## 判断基準省令一部改正(令和５年５月)に関する運用等について(案)

令和５年５月

大分県建設副産物対策連絡協議会 事務局

### 【指定副産物省令について】

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成３年建設省令第２０号）の一部改正（令和５年３月３日公布）に関する補足説明及び運用（案）は次のとおりとする。

#### 1. 搬出先に交付を求める受領書等（第６条関係）

##### （１）搬出先に交付を求める受領書等の対象工事規模（同条第１項から第３項関係）

同条第１項及び第３項に規定する「再生資源利用計画書」とは、第８条第１項の規定する搬出量以上である場合に作成したものをいう。

##### （２）搬出先に交付を求める受領書（同条第１項関係）

###### 1) 受領書の交付者等

受領書の交付により、元請建設工事事業者等（第９条に規定する工事現場の責任者（以下、同じ））が土砂をどこに運んだのかを明確にするとともに、搬出した土砂を引き継いで管理する者を明確にすることを目的としている。よって、搬出先においては搬出先の次の管理者に受領書の交付を求めること。

① 土砂を利用しようとする他の工事現場又は当該他の工事現場で利用するために土砂を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所にあつては、当該建設工事の元請建設工事事業者等

② 上記①以外にあつては、搬出した土砂を引き継いで管理する者

なお、受領書は建設発生土の搬出先を事後的に確認できるようにするための証明資料であり、搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面（土砂搬出及び受領証明書）を作成し受領書と見なすものとする。

###### 2) 受領書の記載事項

本規定は、省令第８条第１項の規定により作成した再生資源利用促進計画に記載した搬出先に実際に搬出されたことを省令第６条第１項各号に定める事項を記載した受領書で確認するようを求めているものである。なお、第６条第３項に規定のとおり、元請建設工事事業者等は最終搬出先まで追跡する必要があるが、例えば土砂処分場で土砂の再利用を行っている場合もあることから、当該搬出先から更に他の搬出先へ搬出されることの有無を明確にするために土砂の利用種別（盛土利用等又は一時堆積の別※１）の記載も求めることとする。利用種別が「盛土利用等」の場合は、持ち込まれた者が土砂の管理を引き継ぐものと考えられるため、元請建設工事事業者等によるその後の土砂の追跡は不要とする。また、第６条第３項第１号の規定により土砂の追跡を不要とするには、国及び自治体の交付する受領書が必要である。また、土砂の搬入量については、体積による表示とし土質区

分(※2)を記載する。また、当該土量の算定上の状態を併記する（【参考2】の土量変化率等を参考）。なお、大分県の地方公共団体等の発注する工事においては、搬入元の「地山量」で土量を記載することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、「締固め量」「ほぐし量」などで記載することもできる。

※1 盛土利用等：土砂を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合

一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合

※2 土質区分は、発生土利用基準(国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日)による区分を標準とする。なお、これにより難しい場合は土質材料の工学的分類体系（(公社)地盤工学会)による。

## (2) 搬出先から受領書の交付が得られない場合（第6条第1項関係）

搬出先から受領書の交付が得られない場合においては、土砂の搬出元の元請建設工事業業者等は、あらかじめ搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録しておくことや、土砂搬出を他の者に委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくことも必要である。

ただし、元請建設工事業業者等が、搬出先が「盛土利用等」と認識していた場合においても、搬出先が土砂を更に他の場所へ搬出した場合には、当該搬出先を記録することが必要となることから、趣旨を理解して受領書を交付して頂ける搬出先を選定することが重要である。

## (3) 計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面等（第6条第3項関係）

元請建設工事業業者等は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（第6条第3項第1号から第3号に規定する搬出先を除く）から他の搬出先へ搬出された時は速やかに、当該他の搬出先への搬出に関して、同第1項に規定する受領書記載事項を記載した書面を作成する。また、更に他の搬出先へ搬出されたときも同様とすることとしており、その記載例を別添1に示す。なお、当該他の搬出先が交付する受領書の写しを保存することで当該書面の作成に代えることができるものとする。

### 1) 国又は地方公共団体が管理する場所その他公共性のある場所（同項第1号）

「国又は地方公共団体が管理する場所」とは、国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付するものをいうものとする。

なお、「その他公共性のある場所であって国土交通大臣が定めるもの」は定めていない。

### 2) 建設発生土を利用しようとする他の工事現場又は当該他の工事現場で利用するために建設発生土を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所（同項第2号）

他の工事現場で利用するため一時堆積することをいう。なお、「工事現場」及び「工事現場に近接した場所」の解釈は第8条第1項の解釈（2.（1））による。



3) 建設発生土の一時置場（建設発生土を再資源化施設、他の工事現場その他の建設発生土の搬出先に搬出するまでの間一時的に保管するための場所をいう。）のうち国土交通大臣が定めるもの（同項第3号）

国土交通大臣が定める建設発生土の一時置場を定める件（令和5年 国土交通省告示第158号）に定めるとおり、ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）第6条第1項に規定するストックヤード運営事業者登録簿に登録されたストックヤードをいう。

4) 土砂処分場（再搬出を前提としないもの）

土砂処分場は、受領書記載事項（1.（1）2））のとおり更に他の搬出先へ搬出されることが無いことを明確にすることで、最終搬出先として当該書面に記載することができる。

2. 再生資源利用促進計画の作成等（第8条関係）

(1) 「工事現場から搬出」に関する解釈（同条第1項関係）

再生資源利用促進計画の作成において、「工事現場から搬出」に関する解釈は次のとおり。

- ① 「工事現場」及び「工事現場に近接した場所」とは、当該建設工事の請負契約図書若しくは元請建設工事事業者等が作成する施工計画書において工事場所と定める場所であって、当該元請建設工事事業者等の管理下にある場所をいう。
- ② 「搬出」とは、当該建設工事において土砂を管理しない状況となることを言う。例えば、当該建設工事において埋め戻すために、当該工事分の土砂を区分して仮置きする場合は搬出には含まない。

(2) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項（同条第3項関係）

本規定は、建設工事から搬出される建設発生土が不法な盛土等に悪用されることを防止し、適正に利用又は処分されるよう、元請建設工事事業者等に再生資源利用促進計画の作成に当たり、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き確認や搬出先が盛土規制法の許可地等であるかなど適正確認を求めているものである。確認の考え方等は参考資料－4の「確認結果票作成に当たっての解説（案）」に示す。

(3) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知（同条第6項関係）

建設現場等から土砂を搬出するトラック運送事業者が搬出先が盛土規制法の許可等を受けているかどうか確認するよう周知される予定であることから、本規定では元請建設工事事業者等が建設現場等からの土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、適正な搬出先に搬出されるよう、委託を受けた搬出者に対して同条第2項第三3号及び第4号に掲げる事項並びに第3項各号に掲げる事項の確認結果を通知するよう求めているものである。なお、搬出先側がトラック運送事業者等に委託し搬出する場合には、当該元請建設工事事業者等からの通知は要しない。



## 【再生資源省令について】

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）の一部改正（令和5年3月3日公布）に関する補足説明及び運用（案）は次のとおり。

### 1. 受領書の交付（第5条関係）

#### （1）受領書の記載事項（同条第1項関係）

元請建設工事業業者等は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに同項各号に定める事項を記載した受領書を交付することとしている。なお、当該建設工事から更に他の搬出先へ搬出されることの有無を明確にするため土砂の利用種別（盛土利用等又は一時堆積の別※1）も記載することとする。また、土砂の搬入量については、体積による表示とし土質区分（※2）を記載する。また、当該土量の算定上の状態を併記する（【参考2】の土量変化率等を参考）。なお、大分県の地方公共団体等の発注する工事においては、搬入元の「地山量」で土量を記載することを原則とする。ただし、これに依り難い場合は、「締固め量」「ほぐし量」などで記載することもできる。

また、大分県の地方公共団体等の発注工事においては、当該建設工事の建設発生土の搬入量が再生資源利用計画の作成対象規模未満の場合においても、搬入元から受領書の交付の求めがあった場合は、これに応じるものとする。

※1 盛土利用等：土砂を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合  
一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合

※2 土質区分は、発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日）による区分を標準とする。なお、これにより難い場合は土質材料の工学的分類体系（（公社）地盤工学会）による。

## F A Q（令和5年 資源有効利用促進法省令改正関連）

令和5年3月31日版

## F A Q

【はじめに】 .....	1
【受領書の確認等関係】 .....	2
問1 土砂の搬出後に搬出先の管理者に交付を求める土砂受領書は、搬出量土砂量500m <sup>3</sup> 以上が対象であると考えて良いでしょうか。.....	2
問2 搬出元の元請建設工事事業者等が行う最終搬出先までの記録の除外規定「国又は地方公共団体が管理する場所」には、国又は地方公共団体が民間業者に管理委託している場合も含まれるのでしょうか。.....	2
問3 搬出元の元請建設工事事業者等が行う最終搬出先までの記録の除外規定「国又は地方公共団体が管理する場所」には、公社など地方公共団体の外郭団体が管理する場合も含まれるのでしょうか。.....	3
問4 搬出元の元請建設工事事業者等が行う最終搬出先の記録は、搬出量土砂量500m <sup>3</sup> 以上が対象であると考えて良いでしょうか。.....	3
問5 スtockヤードでは複数の建設工事で発生した土砂が混ざるため、搬出元の元請建設工事事業者等が最終搬出先を確認することは困難ではないでしょうか。.....	3
問6 搬出先を非登録Stockヤードとする場合に土砂を搬入元別に区分管理する以外の方法は、ありますでしょうか。.....	4
問7 元請建設工事事業者等は建設工事が完了した後にStockヤードから再搬出される可能性があるが、いつまで確認を行えばよいのでしょうか。.....	4
問8 共同企業体(JV)が施工した建設工事の完了しJV解散後にStockヤードから再搬出される可能性がある場合には、誰が最終搬出先の確認を行えばよいのでしょうか。.....	4
問9 運用1.(4)に示された再搬出時に作成する書面(参考例)では、土砂量の確認について概ね一致することを確認するとされていますが、許容値はあるのでしょうか。.....	5
問10 搬出先の管理者から土砂受領書の交付が得られない場合には、どうすればよいのでしょうか.....	5

【計画書の作成等関係】 .....	6
問1 再生資源利用[促進]計画の作成は現場ごとですか。契約ごとですか。 ....	6
問2 再生資源利用[促進]計画の作成対象となる建設工事は、どのような規模の 工事でしょうか。 .....	6
問3 汚染土壌の搬出は再生資源利用促進計画に含まれるのでしょうか。 ....	6
問4 改正された省令の施行日以後に建設工事の変更契約を行い、土砂量が再 生資源利用[促進]計画の作成対象規模以上となった場合には、同計画の作 成は必要ですか。 .....	7
問5 工事現場外に土砂を一時堆積し当該工事で再利用する場合にも再生資源 利用促進計画の作成は必要となるのでしょうか。 .....	7
問6 年間施工金額 25 億円未満の建設業者も再生資源利用[促進]計画を作成 する必要があるのでしょうか。 .....	7
問7 土砂の搬出先が適正であることの事前確認は、搬出量土砂量500m <sup>3</sup> 以上 が対象であると考えて良いのでしょうか。 .....	8
問8 再生資源利用[促進]計画の様式は定められていますか。 .....	8
問9 現場掲示する再生資源利用[促進]計画書の大きさに定めはありますか。 .	8
問10 再生資源利用[促進]計画は、いつまでに作成すれば良いですか。 ....	8
問11 盛土規制法の規制区域が設定されておらず、許可や届出が行われていな い場合には、土砂の搬出先の適正はどのように確認すれば良いですか。 ...	9
問12 土砂の搬出先が盛土規制法の許可を申請中である場合には、適正な搬 出先と見なすことができますか。 .....	9
問13 発注者等が行った土壌汚染対策法の手続きを確認することとなっています が、どのように行えば良いですか。 .....	9
問14 再生資源利用[促進]計画は行政に提出する必要がありますか(建設リサ イクル法第10条の届出とは違うのでしょうか)。 .....	9
問15 再生資源利用[促進]計画の発注者への説明の方法や説明者に定めはあ りますか。 .....	10
問16 再生資源利用[促進]計画の建設現場への掲示は、現場内で良いでしょ うか。 .....	10
問17 再生資源利用[促進]計画を現場掲示する期間に定めはありますか。 ...	10
問18 再生資源利用促進計画を作成しなかった場合にどのような罰則がありま すか。 .....	10

問19 処分場だと思って搬出したが、もし処分場が土を搬出した場合でも、元請  
建設工事事業者等は最終搬出先までの確認義務を果たさないといけないの  
か。.....11

## 【はじめに】

本FAQは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）（以下、「法」という。）及び次の政令、省令、並びに省令の運用等に関して、一問一答形式で回答するものです。

- ①資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）（以下、「政令」という。）
- ② 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第19号）（以下、「再生資源省令」という。）
- ③ 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第20号）（以下、「指定副産物省令」という。）
- ④建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用（以下、「運用」という。）

## 【受領書の確認等関係】

問1 土砂の搬出後に搬出先の管理者に交付を求める土砂受領書は、搬出量土砂量500m<sup>3</sup>以上が対象であると考えて良いでしょうか。

(答)

指定副産物省令第6条第1項では、再生資源利用促進計画(同省令第8条第1項に定める搬出量以上のもの)に記載した搬出先に搬出した場合には、搬出先の管理者に受領書の交付を求めることとしています。

なお、搬出量が同省令第8条第1項に規定する規模未満の建設工事であって発注者から同計画を作成するよう定められている場合には、搬出先の管理者への受領書交付の求めなど第6条第1項から第3項に規定する事項の実施を求められる場合もあり得るため、要否が不明な場合は発注者に確認ください。

問2 搬出元の前請建設工事事業者等が行う最終搬出先までの記録の除外規定「国又は地方公共団体が管理する場所」には、国又は地方公共団体が民間業者に管理委託している場合も含まれるのでしょうか。

(答)

運用1.(4)1)で解説しているとおり、「国又は地方公共団体が管理する場所」とは、国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付するものとしており、委託されている民間業者の名義で受領書が交付される場合は含まれません。

問3 搬出元の元請建設工事事業者等が行う最終搬出先までの記録の除外規定「国又は地方公共団体が管理する場所」には、公社など地方公共団体の外郭団体が管理する場合も含まれるのでしょうか。

(答)

含まれません。なお、運用1.(4)1)で解説しているとおりの「その他公共性のある場所であって国土交通大臣が定めるもの」は現時点では定められていません。

問4 搬出元の元請建設工事事業者等が行う最終搬出先の記録は、搬出量土砂量500m<sup>3</sup>以上が対象であると考えて良いのでしょうか。

(答)

指定副産物省令第6条第3項では、再生資源利用促進計画(同省令第8条第1項に定める搬出量以上のもの)に記載した場合には、最終搬出先までの記録が必要となります(指定副産物省令第6条第3項第1号から3号の除外規定の場所を除く)。なお、搬出量が同省令第8条第1項に規定する規模未満の工事であって発注者から同計画を作成するよう定められている場合は、最終搬出先の記録など第6条第1項から第3項に規定する事項の実施を求められる場合もあり得るため、要否が不明な場合は発注者に確認ください。

問5 スtockヤードでは複数の建設工事で発生した土砂が混ざるため、搬出元の元請建設工事事業者等が最終搬出先を確認することは困難ではないでしょうか。

(答)

元請建設工事事業者等が民間Stockヤードを活用する場合には、土砂がどこに運ばれたのか等を明確にするために、土砂が混合しないよう搬入元別に区分管理した非登録Stockヤードか、混合しても最終搬出先までの確認を行う登録Stockヤード(※)か、いずれかを搬出先として選択頂く必要があります。また、非登録Stockヤードに搬出した場合は、指定副産物省令第6条第3項により元請建設工事事業者等が最終搬出先までの確認義務を負います。

元請建設工事事業者等におかれましては、取引のあるStockヤードに対して、Stockヤード運営事業者登録規程をご紹介しますようお願いいたします。

※ストックヤード運営事業者登録規程(令和5年 国土交通省告示第157号)第3条に基づき、国土交通大臣の登録を受けたストックヤードをいう(以下、同じ)

問6 搬出先を非登録ストックヤードとする場合に土砂を搬入元別に区分管理する以外の方法は、ありますでしょうか。

(答)

非登録ストックヤードに搬出する場合には、指定副産物省令第6条第3項により元請建設工事事業者等は最終搬出先までの確認義務を負います。このため、土砂の搬入元別の再搬出先が特定可能なよう管理される場所を選定することが必要となります。区分管理以外の方法としては、例えば一定期間内に受け入れた全ての土砂を1つの再搬出先に搬出し更地にした上で次の受入れを行うといった方法が考えられます。

問7 元請建設工事事業者等は建設工事が完了した後にストックヤードから再搬出される可能性があるが、いつまで確認を行えばよいのでしょうか。

(答)

非登録ストックヤードに搬出した場合は、指定副産物省令第6条第3項により元請建設工事事業者等が最終搬出先までの確認した書面を作成し、当該建設工事の完成日から5年間保存する義務を負います。なお、最終搬出先までの確認期間の上限は定めていません。

問8 共同企業体(JV)が施工した建設工事の完了しJV解散後にストックヤードから再搬出される可能性がある場合には、誰が最終搬出先の確認を行えばよいのでしょうか。

(答)

共同企業体運営員会で解散後は誰が確認するのか定めておく必要があります。なお、定めていない場合には全ての構成企業に確認義務があります。



問9 運用1.(4)に示された再搬出時に作成する書面(参考例)では、土砂量の確認について概ね一致することを確認するとされていますが、許容値はあるのでしょうか。

(答)

元請建設工事事業者等には、指定副産物省令第6条第2項の規定により計画した進出先と搬出先の名称及び所在地が一致することを確認すること、同条第3項の規定により計画した搬出先から他の搬出先に更に搬出された場合には、搬出先の名称及び所在地を書面に記載することを求めています。

搬出先が複数ある場合に、当該書面において搬出先の記載漏れがないことを確認するよう概ね一致することを確認するよう求めているものであり、誤差の許容量は特に定めていません。

問10 搬出先の管理者から土砂受領書の交付が得られない場合には、どうすればよいのでしょうか

(答)

運用1.(3)で解説しているとおり、搬出先から受領書の交付が得られない場合においては、土砂の搬出元の元請建設工事事業者等は、あらかじめ搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録しておくことや、土砂搬出を他の者に委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくことも必要です。

ただし、元請建設工事事業者等が、搬出先が「盛土利用等」と認識していた場合においても、搬出先が土砂を更に他の場所へ搬出した場合には、当該搬出先を記録することが必要となることから、搬出先に対して趣旨を理解していただき受領書の交付を依頼することが重要であるとともに、受領書を交付して頂ける搬出先を選定することも重要となります。

## 【計画書の作成等関係】

問1 再生資源利用[促進]計画の作成は現場ごとですか。契約ごとですか。

(答)

再生資源利用[促進]計画の作成義務は、元請建設工事事業者等にあり、元請業者にあつては契約単位、自主施工者にあつては建設工事ごととなります。よって、建設現場に複数の区画がある分譲住宅工事などを1つの契約で受注した場合には、当該契約に含まれる建設現場全体の建設資材の搬入量又は指定副産物の搬出量により再生資源利用[促進]計画の作成の可否を判断いただく必要があります。

問2 再生資源利用[促進]計画の作成対象となる建設工事は、どのような規模の工事でしょうか。

(答)

元請建設工事事業者等は、再生資源省令第9条第1項に規定する規模以上の建設資材を搬入する場合、又は指定副産物省令第8条第1項に規定する規模以上の指定副産物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用[促進]計画を作成する必要があります。なお、発注者によって同省令に定める規模未満であっても同計画を作成するよう定めている場合があります。

問3 汚染土壌の搬出は再生資源利用促進計画に含まれるのでしょうか。

(答)

含まれません。汚染土壌は土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)や関係する地方公共団体の条例に基づき適正に処分されるべきものです。なお、指定副産物省令では発注者等が行った土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)等の手続きを元請建設工事事業者等が確認することとしています。

問4 改正された省令の施行日以後に建設工事の変更契約を行い、土砂量が再生資源利用[促進]計画の作成対象規模以上となった場合には、同計画の作成は必要ですか。

(答)

再生資源省令及び指定副産物省令の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第65号)により施行日(令和5年1月1日)以降に新たに請負工事を締結した建設工事については、土砂の搬入量及び搬出量に係る同計画の作成対象規模を1000m<sup>3</sup>以上から500m<sup>3</sup>以上に引き下げました。

なお、令和5年1月1日以前に請負契約を締結した建設工事は、施行日以後に変更契約を行ったとしても改正前の対象規模(1000m<sup>3</sup>以上)が適用されます。

問5 工事現場外に土砂を一時堆積し当該工事で再利用する場合にも再生資源利用促進計画の作成は必要となるのでしょうか。

(答)

「工事現場」及び「工事現場に近接した場所」、「搬出」の解釈は運用2.(1)に示したとおりです。なお、当該建設工事の請負契約図書若しくは施工計画書において工事場所と定める場所において、例えば他の建設工事の土砂と混合されないよう区分管理し当該元請建設工事事業者等の管理下にあり当該建設工事で再利用する土砂は、工事現場内利用に当たり搬出量には含まれません。

問6 年間施工金額25億円未満の建設業者も再生資源利用[促進]計画を作成する必要があるのでしょうか。

(答)

年間施工金額に関係なく元請建設工事事業者等は、再生資源省令第9条第1項に規定する規模以上の建設資材を搬入する場合又は指定副産物省令第8条第1項に規定する規模以上の指定副産物を工事現場から搬出する場合には再生資源利用[促進]計画を作成する必要があります。なお、発注者によって同省令に定める規模未満であっても同計画を作成するよう定めている場合があります。

問7 土砂の搬出先が適正であることの事前確認は、搬出量土砂量500m<sup>3</sup>以上が対象であると考えて良いでしょうか。

(答)

指定副産物省令第8条第3項により再生資源利用促進計画作成に際して行う、搬出先が適正であることなど同項第1号から3号の確認は、搬出土砂量500m<sup>3</sup>以上の工事を対象としています。

問8 再生資源利用[促進]計画の様式は定められていますか。

(答)

再生資源省令及び指定副産物省令では記載項目を定めていますが、具体的な様式は定めていません。なお、国土交通省のホームページに参考様式を掲載していますので御活用下さい。

問9 現場掲示する再生資源利用[促進]計画書の大きさに定めはありますか。

(答)

指定副産物省令及び再生資源省令では具体的に大きさは定めていませんが、公衆に見えやすいようA3判以上の大きさを掲示下さい。なお、国土交通省のホームページに参考様式を掲載していますので御活用下さい。

問10 再生資源利用[促進]計画は、いつまでに作成すれば良いですか。

(答)

当該建設資材の搬入又は当該建設副産物の搬出を行う前に計画書を作成又は変更し、発注者へ提出・説明のうえ工事現場の公衆の見えやすい場所に掲示等を行う必要があります。

問11 盛土規制法の規制区域が設定されておらず、許可や届出が行われていない場合には、土砂の搬出先の適正はどのように確認すれば良いですか。

(答)

運用の別添2「確認結果票作成に当たっての解説」に考え方等を示していますので御覧下さい。

問12 土砂の搬出先が盛土規制法の許可を申請中である場合には、適正な搬出先と見なすことができますか。

(答)

適正な搬出先であることを確認するには、確認時点で許可済みである必要があります。

問13 発注者等が行った土壌汚染対策法の手続きを確認することとなっていますが、どのように行えば良いですか。

(答)

運用の別添2「確認結果票作成に当たっての解説」に考え方等を示していますので御覧ください。

問14 再生資源利用[促進]計画は行政に提出する必要がありますか(建設リサイクル法第10条の届出とは違うのでしょうか)。

(答)

建設リサイクル法第10条に基づく届け出と指定副産物省令第8条等に基づく再生資源利用[促進]計画の作成は異なる制度であり、それぞれ対応が必要です。なお、再生資源省令及び指定副産物省令に基づき同計画を作成した際に行政へ提出する規定はありませんが、計画を作成した際は発注者への提出・説明と建設現場の公衆の見えやすい場所に掲示する必要があります。

問15 再生資源利用[促進]計画の発注者への説明の方法や説明者に定めはありますか。

(答)

指定副産物省令及び再生資源省令では、特に定めていません。当該建設工事の契約図書等で受注者から発注者への報告方法等が決められている場合には、従って下さい。

問16 再生資源利用[促進]計画の建設現場への掲示は、現場内で良いでしょうか。

(答)

建設現場の公衆の見えやすい場所に掲示することとしていますので、工事関係者だけでなく、周辺住民等からも見えやすい場所へ掲示下さい。

ただし、高速道路上の工事など工事現場に隣接した場所では公衆の閲覧が困難な場合には、現場事務所など閲覧可能な場所を選定下さい。

問17 再生資源利用[促進]計画を現場掲示する期間に定めはありますか。

(答)

当該建設資材の搬入又は当該建設副産物の搬出を行う前から掲示し、工期末まで掲示する必要があります。

問18 再生資源利用促進計画を作成しなかった場合にどのような罰則がありますか。

(答)

指定副産物省令に照らして取組が不十分であると認める場合等には、国土交通大臣は、資源有効利用促進法第35条及び第36条に基づき、指導・助言、勧告・公表・命令を行います。当該命令に違反した場合は、50万円以下の罰金が科せられます。

問19 処分場だと思って搬出したが、もし処分場が土を搬出した場合でも、元請建設工事事業者等は最終搬出先までの確認義務を果たさないといけないのか。

(答) 運用1.(2)2)に記載のとおり、元請工事事業者等の責任を明確にするため、受領書に利用種別として「盛土利用等」か「一時堆積」かを明記するよう搬出先にご依頼ください。

利用種別が「盛土利用等」の記載の場合は、持ち込まれた者が土砂の管理を引き継ぐものと考えられるため、元請工事事業者等によるその後の追跡は不要となります。

# リサイクル計画書【基本・概略・予備設計段階】

業務成果として、設計業務の受注者が作成し報告書に添付

## 1. 事業（工事）概要

※着色セル以外に記入する

発注機関名	〇〇土木事務所	事業（工事）名	〇〇〇〇線 道路改良事業
事業（工事）場所	〇〇市大字〇〇～〇〇	受注者名	〇〇コンサルタント
事業（工事）概要	改良工L=1, 200m、橋梁N=2橋	受注者連絡先（担当者名）	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（管理技術者名等）

## 2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用 可能量	③ 再生材利用可能 量（又は流用土）	④ 新材利用 可能量	⑤再生資源利用率 (②+③)/①×100	備 考 (⑤100%未満の理由)
土 砂	17,000 地山m <sup>3</sup>	15,000 地山m <sup>3</sup>	2,000 地山m <sup>3</sup>	0 地山m <sup>3</sup>	100 %	
砕 石	4,500 m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	3,000 m <sup>3</sup>	1,500 m <sup>3</sup>	67 %	粒調砕石再生材なし
アスファルト混合物	550 t	t	350 t	200 t	64 %	排水性舗装区間有り
				0	— %	

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

## 3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦現場内利用 可能量	⑧他工事（仮置場 等）への搬出可能量	⑨再資源化施設 への搬出可能量	⑩最終処分量	⑪現場内利用率 (⑦/⑥)×100	備 考
建設発生土	28,000 地山m <sup>3</sup>	15,000 地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>		13,000 地山m <sup>3</sup>	54 %	⑧未確定
コンクリート塊	700 t	200 t	t	500 t	0 t	29 %	
アスファルト・コンクリート塊	400 t	t	t	400 t	0 t	0 %	
建設汚泥	20 t	20 t	t	t	0 t	100 %	改良後埋戻し材
取りこわし建物	3 件						

※ 利用及び排出可能量等は、現時点で算出可能なものとする。

※ ⑩は最終処分場へ排出する場合のみに発生する。

※ 建設副産物の搬出計画について、全量を再利用することを原則として計画する。



# リサイクル計画書【詳細・細部・実施設計段階】

業務成果として、設計業務の受注者が作成し報告書に添付

## 1. 事業（工事）概要

※着色セル以外に記入する

発注機関名	〇〇土木事務所	事業（工事）名	〇〇〇〇線 道路改良事業
事業（工事）場所	〇〇市大字〇〇～〇〇	受注者名	〇〇コンサルタント
事業（工事）概要	改良工L=1, 200m、橋梁N=2橋	受注者連絡先（担当者）	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（管理技術者名等）

## 2. 建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用	③再生材利用可能量（又は流用土）	④新材利用量	⑤再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考 (⑤100%未満の理由)
土 砂	17,600 m <sup>3</sup>	17,600 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	100.0 %	
砕 石	4,360 m <sup>3</sup>		3,160 m <sup>3</sup>	1,200 m <sup>3</sup>	72.5 %	リサイクル製品なし M-30
アスファルト混合物	545 t		325 t	220 t	59.6 %	再生材の規格が不適合 一部排水性舗装
	t	t	t	t	— %	
	t	t	t	t	— %	

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

再生材の供給場所がない  
再生材の規格等が不適合  
リサイクル製品なし  
その他(左記に記入)

## 3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥発生量	⑦現場内利用量	⑧他工事（仮置含む）排出	⑨再資源化施設排出量	⑩最終処分量	⑪現場内利用率⑦/⑥*100	⑫再資源化率(⑦+⑧+⑨)/⑥*100	目標	備考 (目標未達成理由)
建設発生土	第1種 建設発生土	5,000 m <sup>3</sup>	5,000 m <sup>3</sup>		0 m <sup>3</sup>	100 %	100 %	—	再利用率先なし 再利用率規格等不適合 有害物質混入 他工事等への流用未確定 再資源化施設なし その他(下記に記入)
	第2種 建設発生土	7,000 m <sup>3</sup>	7,000 m <sup>3</sup>		0 m <sup>3</sup>	100 %	100 %	—	
	第3種 建設発生土	14,000 m <sup>3</sup>	5,600 m <sup>3</sup>	8,400 m <sup>3</sup>		40 %	100 %	—	
	第4種 建設発生土	1,200 m <sup>3</sup>			1,200 m <sup>3</sup>	0 %	0 %	—	
	泥土（浚渫）	2,000 m <sup>3</sup>			2,000 m <sup>3</sup>	0 %	0 %	—	
合計	29,200 m <sup>3</sup>	17,600 m <sup>3</sup>	8,400 m <sup>3</sup>	3,200 m <sup>3</sup>	60 %	89 %	×	有害物質混入	
コンクリート塊	740 t	200 t		540 t	0 t	27 %	100 %	○	—
アスファルト・コンクリート塊	390 t			220 t	170 t	0 %	56 %	×	再利用率先なし
建設発生木材	180 t	30 t			150 t	17 %	17 %	×	その他(下記に記入) 「下表④」
建設汚泥	18 t	18 t			0 t	100 %	100 %	○	—

※ 建設発生土の区分（既存資料等から判断するもとする）

- ①第1種建設発生土・・・砂、礫及びこれらに準ずるもの。
- ②第2種建設発生土・・・砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。
- ③第3種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。
- ④第4種建設発生土・・・粘性土及びこれらに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）
- ⑤泥土（浚渫）・・・浚渫土のうち概ねq c 2以下のもの。

※ 建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※ 利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

※ 建設発生土の排出について、民地等の受入れがある場合は⑧他工事排出量とする。

※地山土量とする。

※ ⑩は最終処分場へ排出する場合のみに発生する。

※ 建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

上表備考(目標未達成理由)が「その他」の理由	
①	—
②	—
③	—
④	除根時に粘性土が多量に付着する可能性有り→焼却受入れ不明
⑤	—

# リサイクル計画書【積算段階】

工事発注時に積算担当者が作成し、設計図書に添付する

## 1. 事業（工事）概要

※着色セル以外に記入する

発注機関名	〇〇土木事務所	工事名	R4 交付地改〇第10-2号 道路改良工事
工事施工場所	〇〇市大字〇〇～〇〇	工事概要等	改良工L=300m、橋梁下部工N=2基

## 2. 建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用	③再生材利用可能量（又は流用土）	④新材利用量	⑤再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考 (⑤100%未満の理由)
土砂	2,560 m <sup>3</sup>	2,560 m <sup>3</sup>			100.0 %	
砕石	560 m <sup>3</sup>		400 m <sup>3</sup>	160 m <sup>3</sup>	71.4 %	リサイクル製品なし M-30
アスファルト混合物	80 t		50 t	30 t	62.5 %	再生材の規格等が不適合 一部排水性舗装
	t	t	t	t	— %	
	t	t	t	t	— %	

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

再生材の供給場所がない  
再生材の規格等が不適合  
リサイクル製品なし  
その他(左記に記入)

## 3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥発生量	⑦現場内利用量	⑧他工事（仮置含む）排出	⑨再資源化施設排出量	⑩最終処分量	⑪現場内利用率⑦/⑥×100	⑫再資源化率(⑦+⑧+⑨)/⑥×100	目標	備考 (目標未達成理由)	
建設発生土	第1種 建設発生土	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	0 %	— %	—	再利用率未達 再利用率規格等不適合 有害物質混入 他工事等への流用未確定 再資源化施設なし その他(下記に記入)	
	第2種 建設発生土	3,600 m <sup>3</sup>	2,400 m <sup>3</sup>	1,200 m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	0 %	67 %	100 %		
	第3種 建設発生土	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	0 %	— %	—		
	第4種 建設発生土	700 m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	700 m <sup>3</sup>	0 %	0 %		—
	泥土（浚渫）	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	— %	— %		—
合計	4,300 m <sup>3</sup>	2,400 m <sup>3</sup>	1,200 m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	700 m <sup>3</sup>	56 %	84 %	×	有害物質混入	
コンクリート塊	186 t	86 t	t	100 t	48 t	46 %	100 %	○		
アスファルト・コンクリート塊	98 t	t	t	50 t	48 t	0 %	51 %	×	再利用率未達	
建設発生木材	20 t	t	t	10 t	10 t	0 %	50 %	×	その他(下記に記入) 「下表④」	
建設汚泥	10 t	10 t	t	t	0 t	100 %	100 %	○		

※ 建設発生土の区分（既存資料等から判断するものとする）

- ①第1種建設発生土・・・砂、礫及びこれらに準ずるもの。
- ②第2種建設発生土・・・砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。
- ③第3種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。
- ④第4種建設発生土・・・粘性土及びこれらに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）
- ⑤泥土（浚渫土）・・・浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

※ 建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※ 利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

※ 建設発生土の排出について、民地等の受入れがある場合は⑧他工事排出量とする。

※積算とリンクさせる。

※地山土量とする。

※ ⑩は最終処分場へ排出する場合のみに発生する。

※ 建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

	上表備考(目標未達成理由)が「その他」の理由
①	—
②	—
③	—
④	除根時に粘性土が多量に付着する可能性有り→焼却受入れ不明
⑤	—

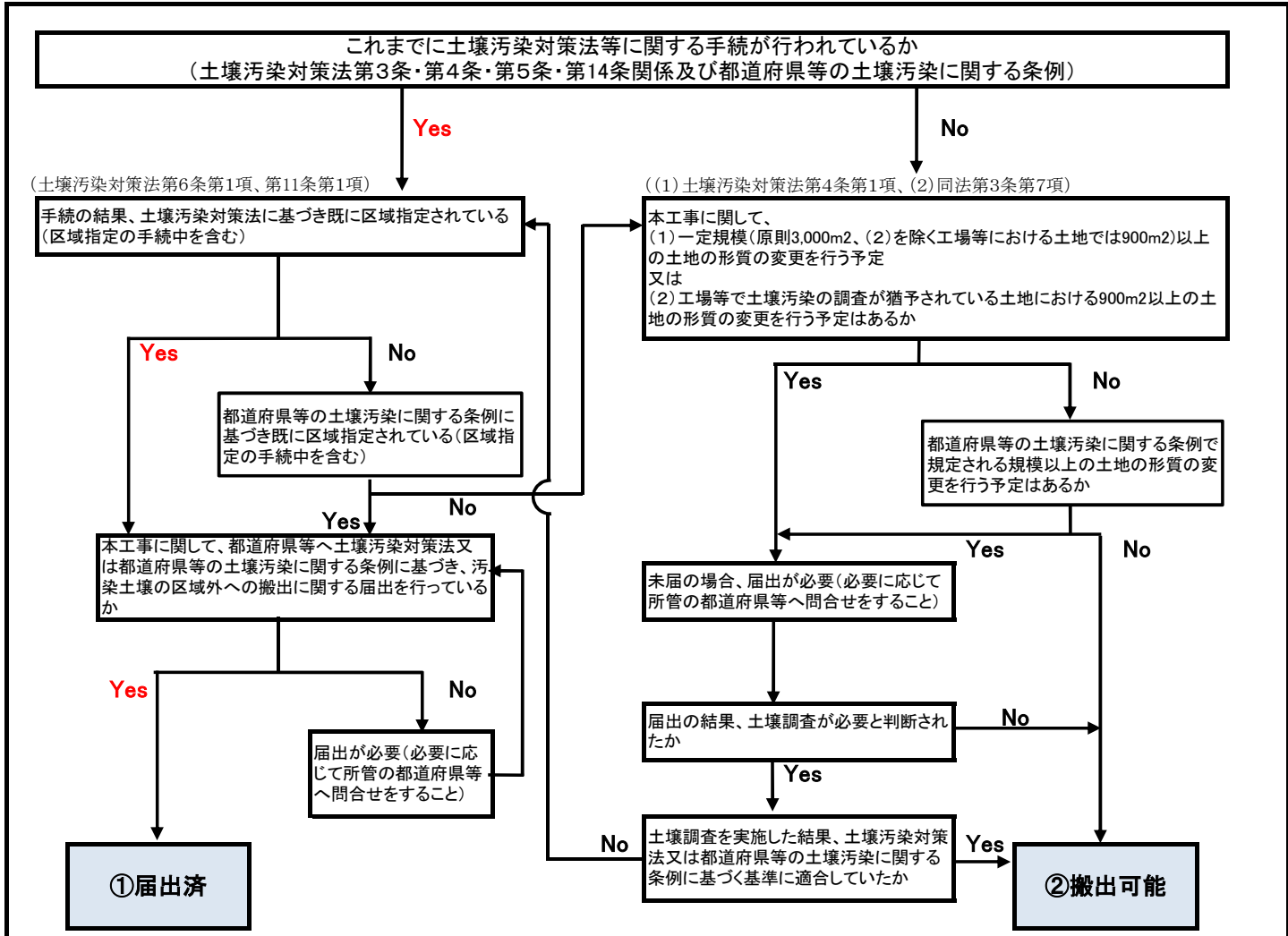
## 理由書

工事名	R4交付地改〇 第〇〇-1号 道路改良工事			1/1
請負会社名	〇〇建設(株)	記入者	現場代理人	〇〇 〇〇
計画書内容	①RC-40利用～1000m <sup>3</sup>			
	②建設発生木材→再資源化(チップ)			
実施書内容	①RC-40利用～800m <sup>3</sup> 、C-40利用～200m <sup>3</sup>			
	②建設発生木材→縮減化・最終処分			
<p>(変更理由)</p> <p>①RC-40の在庫が不足し、工程上余裕が無いため、一部C-40を使用したい。</p> <p>②当初チップ予定であったが、除根材が主であるため受入れ不可となり、当該施設には焼却(縮減化)施設がなく最終処分になる。焼却施設は、最短距離で48kmの地点にあるため、変更協議としたい。</p>				
<p>(添付資料、確認写真等)</p>				

※ 記入者は、主任(監理)技術者、現場代理人とする。

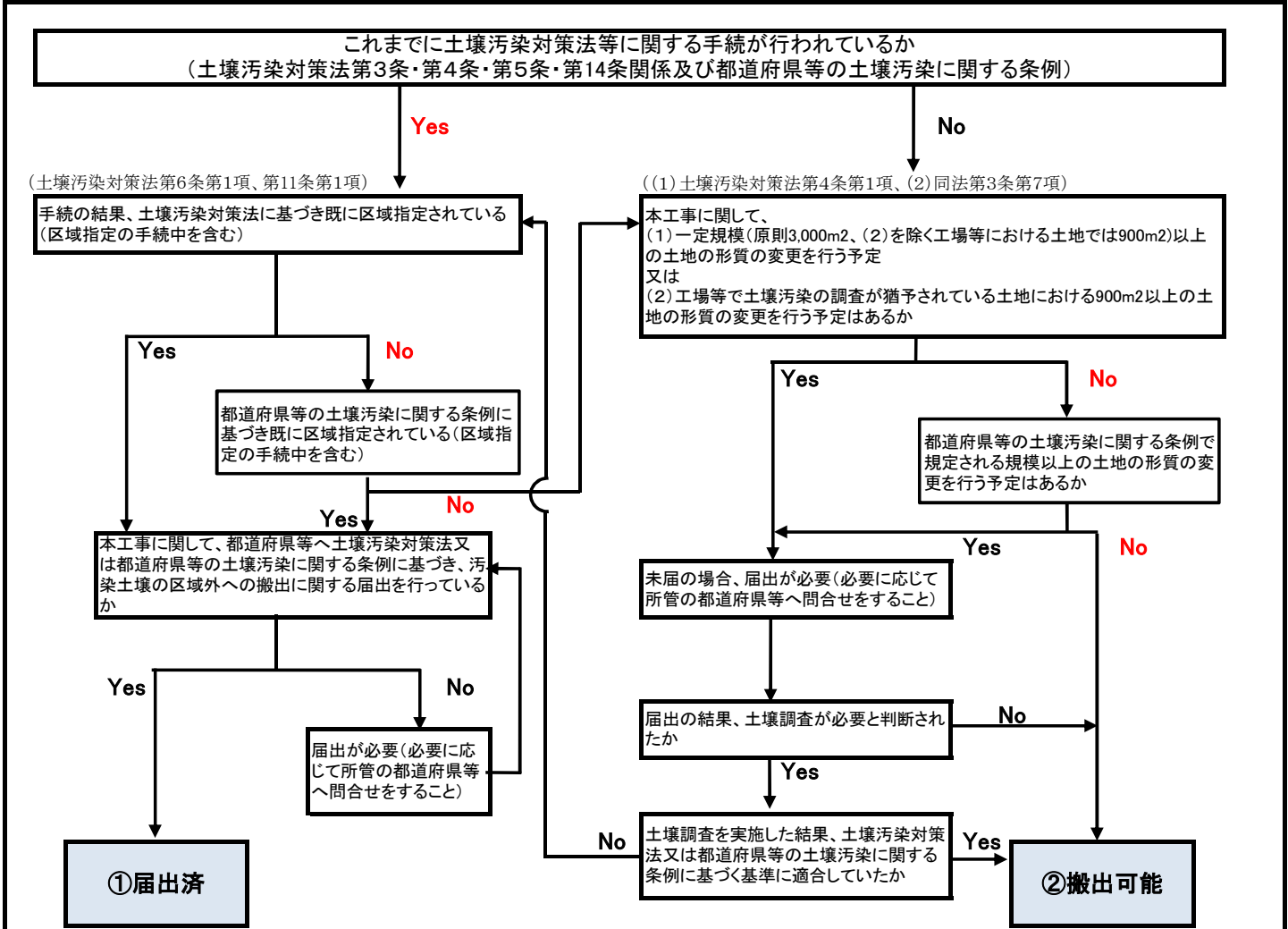
※ 説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。





結果区分	確認結果
①	<b>手続確認済</b> <b>(区域指定地域に該当し、所管の都道府県等へ汚染土壌の区域外搬出に関する届出済)</b>
(備考)	

- 【補足事項】**
- ・フローのうち該当する箇所(Yes又はNo)を赤色に着色ください。
  - ・本フローは確認結果票とともに記録・保存してください。
  - ・詳細は「確認結果票作成に当たっての解説(土壌汚染対策法等の手続確認編)」を参照ください。



結果区分	確認結果
②	手続確認済(搬出可能)
(備考)	

【補足事項】

- ・フローのうち該当する箇所(Yes又はNo)を赤色に着色ください。
- ・本フローは確認結果票とともに記録・保存してください。
- ・詳細は「確認結果票作成に当たっての解説(土壌汚染対策法等の手続確認編)」を参照ください。



## 記載例

令和●●年●●月●●日

(搬入元(採取元)事業者)

名称等 令和●●年度 道改単 第●●-○号 道路改良工事

責任者(※1) ■■■建設 ■■ ■■ 殿

(搬入先(受入地))

名称等 ●●建設 株式会社

責任者(※1) ●● ●●

## 土砂受領書

搬入先 (受入地)	名称(工事の場合は工事名)	●●建設 株式会社 資材置き場			
	所在地	●●市大字○○ 0000番地 他			
	管理者の商号、名称 または氏名	●●建設 株式会社			
搬入元 (採取元)	名称(工事の場合は工事名)	令和●●年度 道改単●●第●●-○号 道路改良工事			
	所在地	県道 ●●●●線 ○○市大字●●			
土砂の搬入量 (受入れた土砂の量)	利用種別 ※2	土質区分 ※3	土質	土量 (m3) ※4	土量算定状態 ※4
	盛土利用等	第1種建設発生土	礫質土	3,000 m3	地山量
	一時堆積	第2種建設発生土	砂質土	1,000 m3	地山量
				m3	
				m3	
				m3	
土砂を搬入(受入れ)した期間	(搬入開始日) 令和●●年●●月●●日 から (搬入完了日) 令和●●年●●月●●日 まで				

※1 資源有効利用促進法関連省令により定める工事現場における責任者(現場代理人、監理技術者など)

※2 利用種別は下記のいずれかを選択して記入する。

盛土利用等: 土砂を再び搬出しないことを前提に、盛土等の活用や処分を行う場合

一時堆積: 土砂を再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合

※3 土質区分は、【参考1】「表-1 土質区分基準」を参照して記入する。

※4 土量は体積による表示とし、当該土量の算定上の状態を併記する。(【参考2】の土量変化率等を参考)

なお、大分県の発注工事においては、搬入元の「地山量」で土量を記載することを原則とする。

ただし、これに依り難い場合は、「締固め量」「ほぐし量」などで記載することもできる。



## 記載例

令和●●年●●月●●日

(搬入先(受入地))

名称等 ●●建設 株式会社  
 責任者(※1) ●● ●●

## 土砂搬出及び受領証明書

(受入地) 搬入先)	名称 (工事の場合は工事名)	●●建設 株式会社 資材置き場			
	所在地	●●市大字○○ 0000番地 他			
	管理者の商号、名称 または氏名	●●建設 株式会社			
(採入元) 搬入元)	名称 (工事の場合は工事名)	令和●●年度 道改単●●第●●-○号 道路改良工事			
	所在地	県道 ●●●●線 ○○市大字●●			
土砂の搬入量 (受入れた建設発生土の量)	利用種別 ※2	土質区分 ※3	土質	土量 (m3) ※4	土量算定状態 ※5
	盛土利用等	第1種建設発生土	礫質土	3,000 m3	地山量
	一時堆積	第2種建設発生土	砂質土	1,000 m3	地山量
				m3	
				m3	
建設発生土を 搬入(受入れ)した期間	(搬入開始日) 令和●●年●●月●●日 から (搬入完了日) 令和●●年●●月●●日 まで				

※1 資源有効利用促進法関連省令により定める工事現場における責任者（現場代理人、監理技術者など）

※2 利用種別は下記のいずれかを選択して記入する。

盛土利用等：土砂を再び搬出しないことを前提に、盛土等の活用や処分を行う場合

一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合

※3 土質区分は、【参考1】「表-1 土質区分基準」を参照して記入する。

※4 土量は体積による表示とし、当該土量の算定上の状態を併記する。（【参考2】の土量変化率等を参考）

なお、大分県の発注工事においては、**搬入元の「地山量」で土量を記載**することを原則とする。

ただし、これに依り難い場合は、「締固め量」「ほぐし量」などで記載することもできる。

一時堆積土等搬出先管理票

- ・ 1次搬出情報に記載される全ての土砂が、最終搬出先（※）に搬出されるまでその内容を記録をするものとする。
- ・ 本表は搬出先を示す記録であり、概数確認として搬出量を記載しているが搬出元と搬出先の土砂量は土砂の状態により必ずしも一致しないものである。

1次搬出情報										
搬出元（当該工事）					一次搬出先					
					2次搬出情報					
					二次搬出元					
					(参考)					
名称	所在地	搬出量		搬出完了日	種別	名称	所在地	管理者名等	搬出量	搬出完了日
●●●●●●●●●●工事	●●●●●●●●●●●●●●	第1種建設発生土	10000m3(地山)	2023/6/1	その他	■■■■ストックヤード	●●●●●●●●●●●●●●	(株) ■■■■■	2000m3(ほぐし)	2023/7/1
									5000m3(締固め)	2023/10/15
									1000m3(ほぐし)	2025/9/10
									1700m3(ほぐし)	2028/2/5
									300m3(ほぐし)	2026/5/30

【凡例】

搬出先の種別

- ※
- ①：国又は地方公共団体の管理する場所
  - ②：他の工事現場での利用
  - ③：登録ストックヤード
- 処分場：土砂処分場（再搬出を前提としないもの。「土砂受領書」や「土砂搬出及び受領証明書」の利用種別が「盛土等利用」となっている土砂が該当）  
 その他：上記以外

※ 本表整理における最終搬出先

注 4次以降の搬出がある場合には、随時記載欄を追加し記録

3次搬出情報									
3次搬出元				3次搬出先					
二次搬出先				(参考)					
種別	名称	所在地	管理者名等	搬出量	搬出完了日	種別	名称	所在地	管理者名等
①	●●県●●仮置き場	●●県●●市●●町●●	●●県●●事務所						
②	●●●河川改修工事	●●県■市■町■	(株)●●建設(元請)						
③	▲▲▲ストックヤード	●●県●●市▲▲町●●	(株)▲▲▲						
処分場	●●●土砂処分場	●●県■市●●町●●	(株)●●●●						
その他	■●●ストックヤード	●●県▲▲市▲▲町▲▲	(株)■●●■	200m3(締固め)	2026/7/10	②	●●●新築工事	●●県●●市■町▲▲	(株)■●建設(元請)
				100m3(ほぐし)	2027/5/30	処分場	●●●土砂処分場	●●県■市●●町●●	(株)●●●●